

# 角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）について

## 条例の目的

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入が拡大しています。発電設備の設置にあたり、近隣住民とのトラブルや災害の発生、景観などへの影響が懸念されていることから、市の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心な生活環境と発電設備を設置する事業との調和を図るため、条例を制定するものです。

## 対象となる再生可能エネルギー源と発電出力規模

◆再生可能エネルギー源：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

◆発電出力規模：発電出力が10kW以上の設備

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業や、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力が50kW未満の事業は除きます。

◆発電出力等による条例の適用状況確認表					【適用：○、適用外：-】
	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
		建築物の屋根、屋上又は壁面	左記以外		
			抑制区域以外	抑制区域内	
①	50kW以上	-	○	○	○
②	10kW以上50kW未満	-	○※1	○	○
③	10kW未満	-	-	-	-

※1 太陽光発電で抑制区域以外において個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う10kW以上50kW未満の事業は適用外となります。

## 発電設備の抑制区域

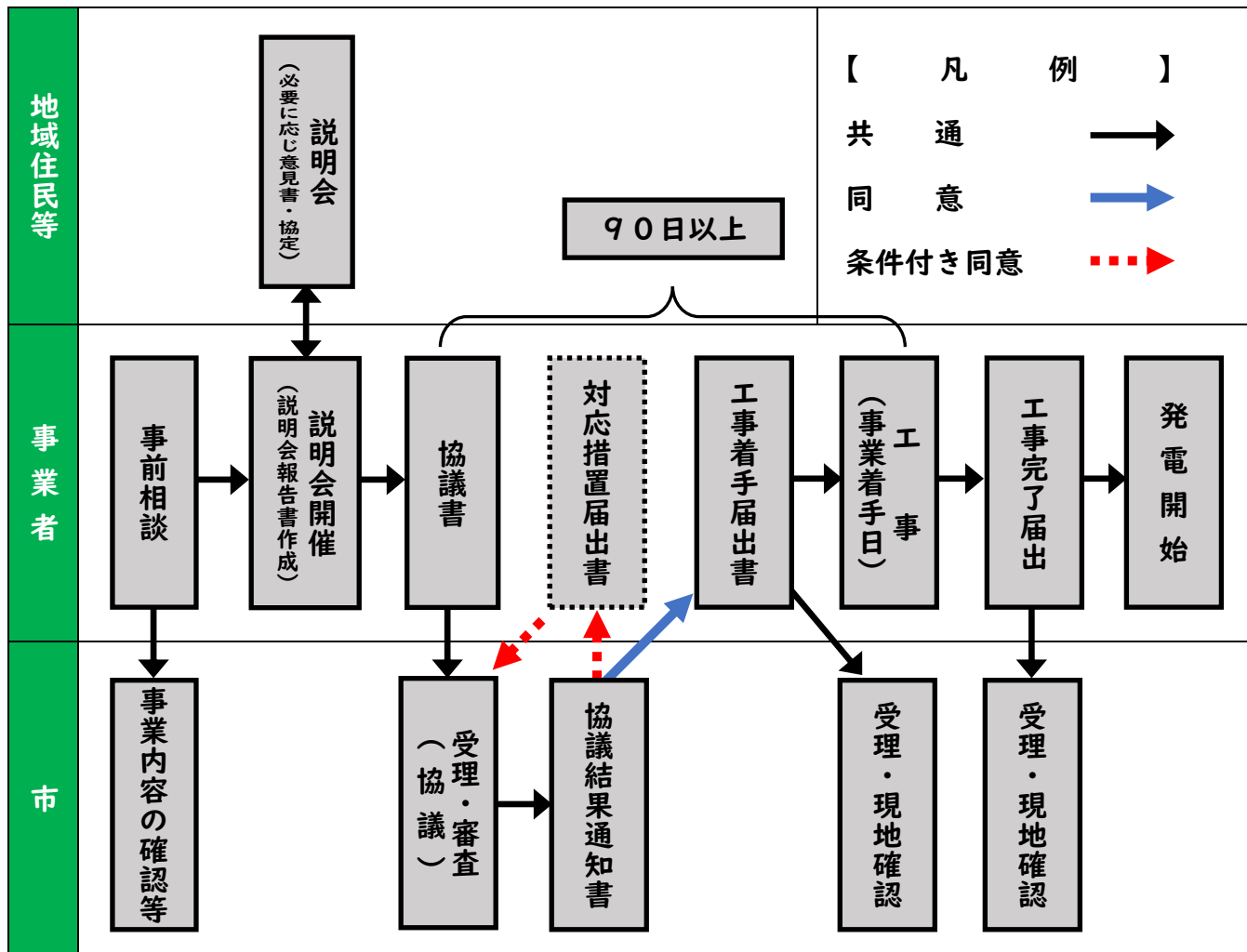
災害の防止、自然環境、生活環境、歴史的及び文化的景観の保全のため、特に配慮が必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電設備の抑制区域とし、事業者に対し事業区域に含めないよう求めます。

### ■抑制区域一覧

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 地すべり防止区域
- (3) 砂防指定地
- (4) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (5) 保安林区域
- (6) 河川区域
- (7) 農用地区域
- (8) 森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の区域を除く。）
- (9) 自然環境保全地域、緑地環境保全地域
- (10) その他市長が必要と認める区域

# 発電事業開始までの手続きの流れ

角田市内に発電設備を設置する場合の標準的な手続きの流れとして、事業者は、市と協議を行う前に地域住民等に対して事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手する日の90日前までに市と協議し、同意を得なければなりません。



## 説明会の開催

事前周知なしの開発行為の実施や、住民等とのコミュニケーション不足等により関係が悪化することがありますので、住民等の理解が得られるよう意見を聴き、適切なコミュニケーションを図り、事業実施に向けて誠実に対応していただくため、説明会を義務付けています。

- ①事業者は、事業を実施しようとするときは、市に協議を行う前に、住民等に対し、事業の計画に関する説明会を開催しなければなりません。
- ②住民等は、事業者に対し、事業計画について説明会があった日から起算して14日以内に、事業の内容等について意見書を提出することができます。この場合、事業者は見解書を作成して、住民等意見書の提出があった日から起算して14日以内に住民等へ提出のうえ、協議を行う必要があります。
- ③事業者は、住民等に見解書を提出したときは、住民等意見書の写し及び見解書の写しを添えた対応状況報告書を市長に提出し、市との協議の際に市長へ報告しなければなりません。
- ④地域は、事業の実施にあたり、事業者に対し協定の締結を求めることができます。
- ⑤事業者は、地域から協定を求められたときは、協定を締結し、速やかに書面の写しを市長に提出しなければなりません。

## 適正な維持管理

事業者は、発電設備及び事業区域を常時、安全かつ良好な状態に保つよう維持管理するとともに、事業に係る保守点検及び維持管理の実施について年1回市長に報告しなければなりません。また、災害等で発電設備が破損し、第三者に被害を与える恐れがあるときは、状況の確認を行い、必要な措置を講じ、速やかに市長に報告しなければなりません。

## 助言・指導・勧告

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。また、正当な理由がなく助言・指導に従わなかった場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

## 公表

市長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。

## 市の責務・事業者の責務・市民の責務・土地所有者等の責務

この条例では、市、事業者、市民、土地所有者等の責務について、次のように規定しております。条例の施行にあたりご協力をお願いいたします。

### ◆市の責務

この条例の適切かつ円滑な運用を図ること。

### ◆市民の責務

市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

### ◆事業者の責務

①関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境の保全及び災害の防止に十分配慮し、地域住民等との良好な関係を保つよう努めること。

②再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行うとともに、当該事業区域の周辺環境へ配慮すること。

③事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、事業区域に係る土地を原状に回復すること。

④③の対策を速やかに講じるため、必要な資金の確保に努めること。

### ◆土地所有者等の責務 ※2

事業区域を適正に管理するとともに、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

※2 土地所有者等が事業者と異なる場合に限り、土地所有者等は、事業者が所在不明になったり、その組織を解散した場合は、事業者に代わって必要な手続きを行わなければならない。そのため、事業の関係者の一人として「土地所有者等の承諾書」を市長に届出していただきます。

## 施行日

この条例は令和7年4月1日から施行します。